

清水町手数料徴収条例（平成12年清水町条例第4号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を徴収する事務	名称	手数料の額等	手数料を徴収する事務	名称	手数料の額等
(略)			(略)		
戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>戸籍証明書</u> の交付	戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>戸籍証明書</u> 交付手数料	1通につき 450円	戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>戸籍の全部、個人若しくは一部事項証明書</u> 交付手数料	1通につき 450円
(略)			(略)		
<u>戸籍法に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法で請求、発行を行う場合及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合を除く。）</u>	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	1件につき 400円			
戸籍法に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>除籍証明書</u> の交付	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>除籍証明書</u> 交付手数料	1通につき 750円	戸籍法に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>除かれた戸籍の全部、個人若しくは一部事項証明書</u> 手数料	1通につき 750円

改正後				改正前			
					料		
(略)				(略)			
戸籍法に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法で請求、発行を行う場合及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	1件につき	700円				
戸籍法に基づく届出若しくは申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書の交付又は電子化された届書等情報の内容の証明書の交付	届出若しくは申請の受理又は届書その他の書類の記載事項証明書交付手数料	1通につき	350円	戸籍法に基づく届出若しくは申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書の交付	届出若しくは申請の受理又は届書その他の書類の記載事項証明書交付手数料	1通につき	350円
(略)				(略)			
戸籍法に基づく届書その他の受理した書類を閲覧に供する又は電子化された届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する	届出その他の受理した書類等の閲覧手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき	350円	戸籍法に基づく届書その他の受理した書類を閲覧に供する	届出その他の受理した書類の閲覧手数料	書類1件につき	350円
(略)				(略)			

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。